

スウェーデン、フランス及びドイツの 家族政策と家庭生活

平成17年4月15日

内閣府経済社会総合研究所
主任研究官 林 伴子

なお、本件報告は、内閣府経済社会総合研究所が家計経済研究所に委託した「スウェーデン家庭生活調査」、「フランス・ドイツ家庭生活調査書」、富士通総合研究所に委託した「スウェーデン企業・従業員調査」の現地アンケート調査結果等をもとにまとめたものです。

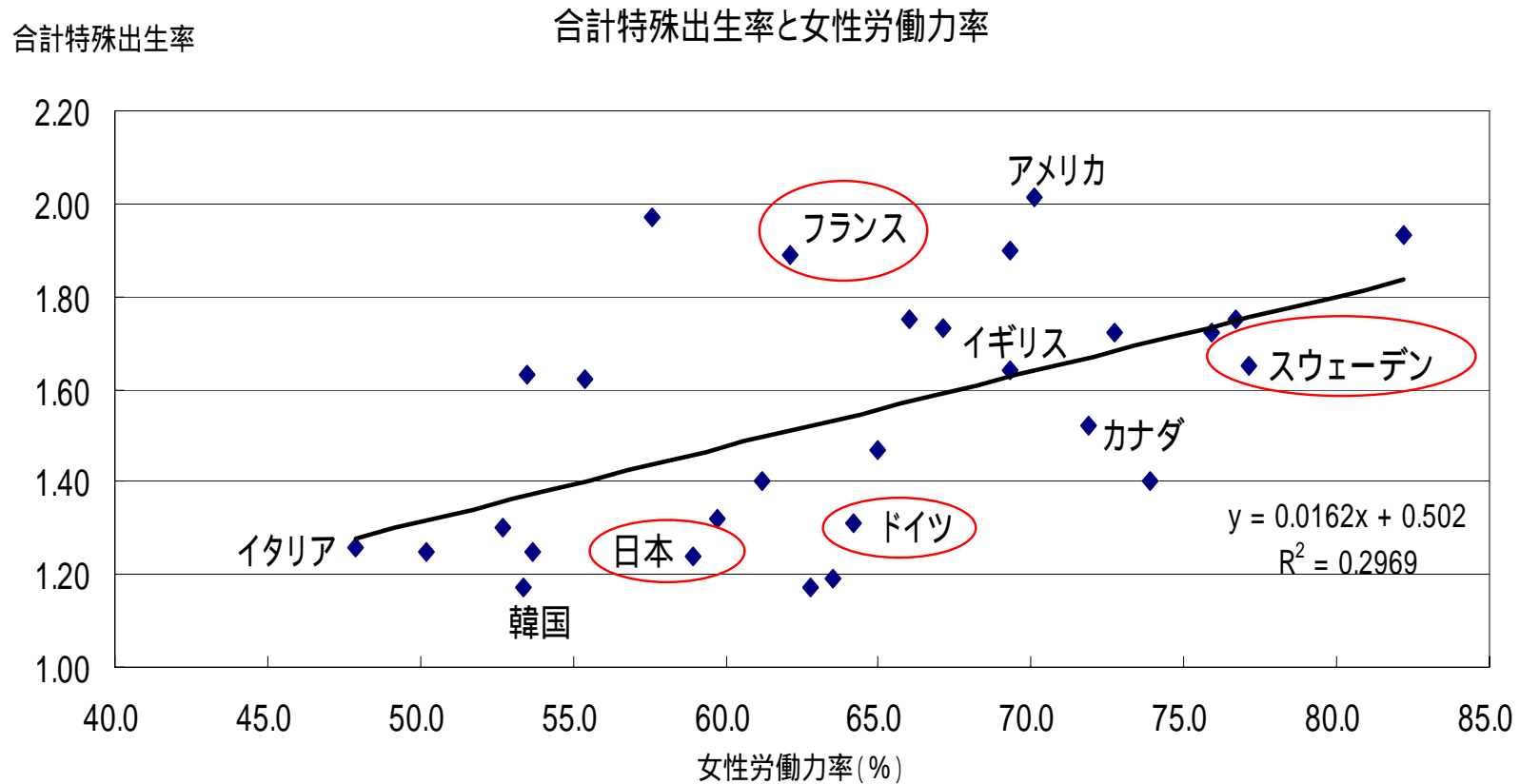


目次

- 1 問題意識 --- 女性の就業と出生率
 - 2 スウェーデンの高い女性労働力率と出生率の両立を支えるもの
 - 3 フランスの高い女性労働力率と出生率の両立を支えるもの
 - 4 ドイツの家族政策と出生率
 - 5 日本への含意
- 付論 婚外子と同棲(事実婚)

1 問題意識

女性労働力率の高い国の方が出生率の高い傾向が観察される。要因は何か。



データ出所: OECD

(備考) 女性労働力率は、イギリス、アメリカ、スウェーデン、ノルウェー、スペイン、アイスランドは16 - 64歳。それ以外の国は、15 - 64歳(2002年)。合計特殊出生率は2002年のデータ。



スウェーデンとフランスの 高い女性労働力率と出生率の両立

	出産期(25～44歳) 女性の労働力率	合計特殊出生率
スウェーデン	84.3%	1.71
フランス	79.5%	1.89
ドイツ	77.8%	1.34
日本	66.6%	1.29

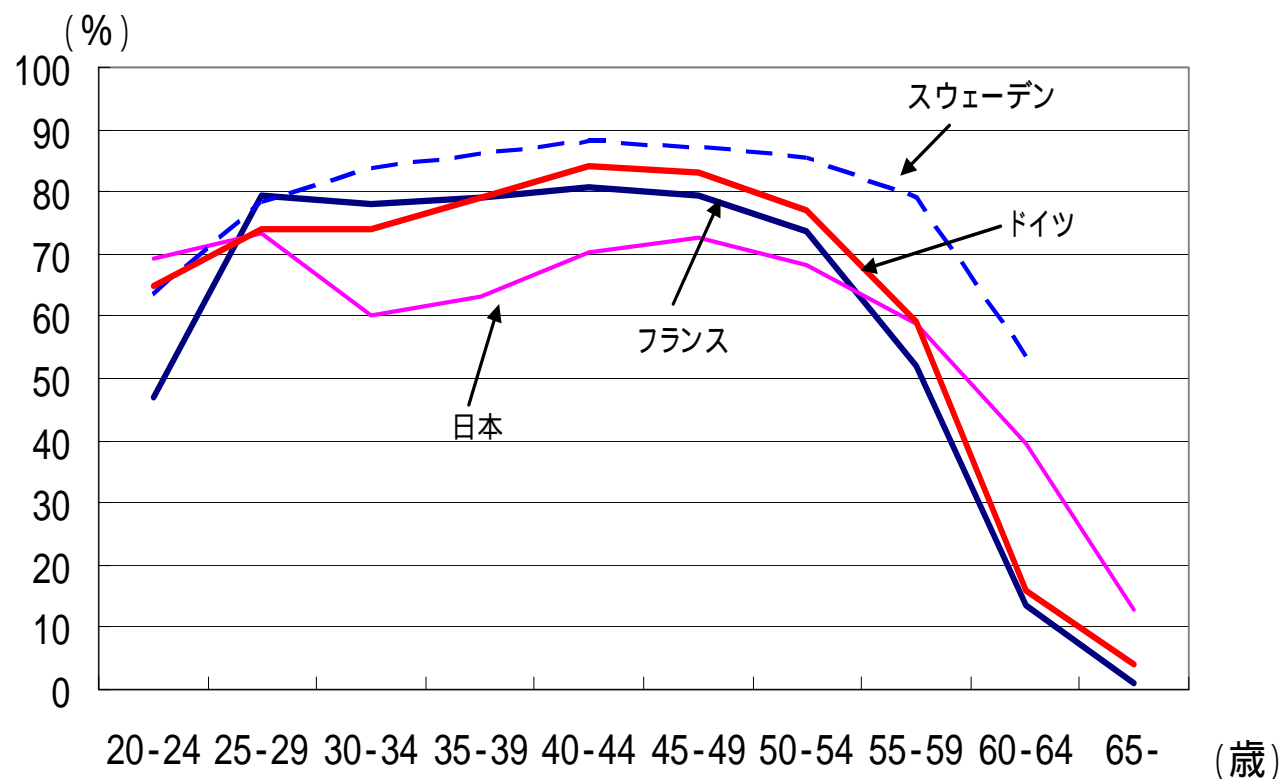
出所(括弧内はデータの年次):

労働力率は、スウェーデン:「Statistisk årsbok 2004」(2003年)、日本:「厚生労働省人口動態統計」(2003年)、
フランス・ドイツ:OECD「Labour Market Statistics」(2001年)

合計特殊出生率は、日本:「厚生労働省人口動態統計」(2003年)、スウェーデン・フランス・ドイツ: Eurostat
Statistics in Focus(2003年)

年齢別女性労働力率

年齢別女性労働力率：スウェーデン、フランス、ドイツ、日本

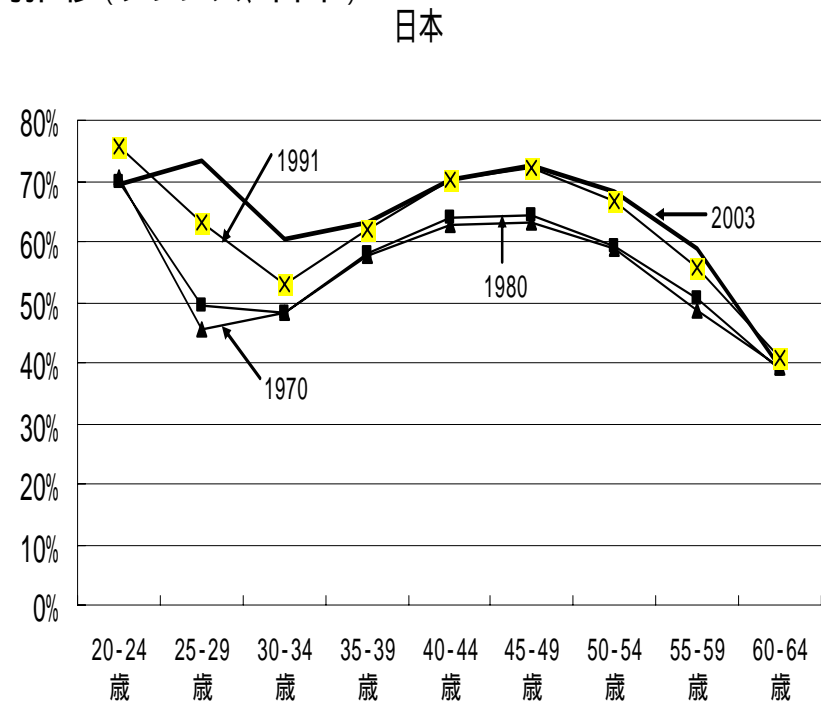
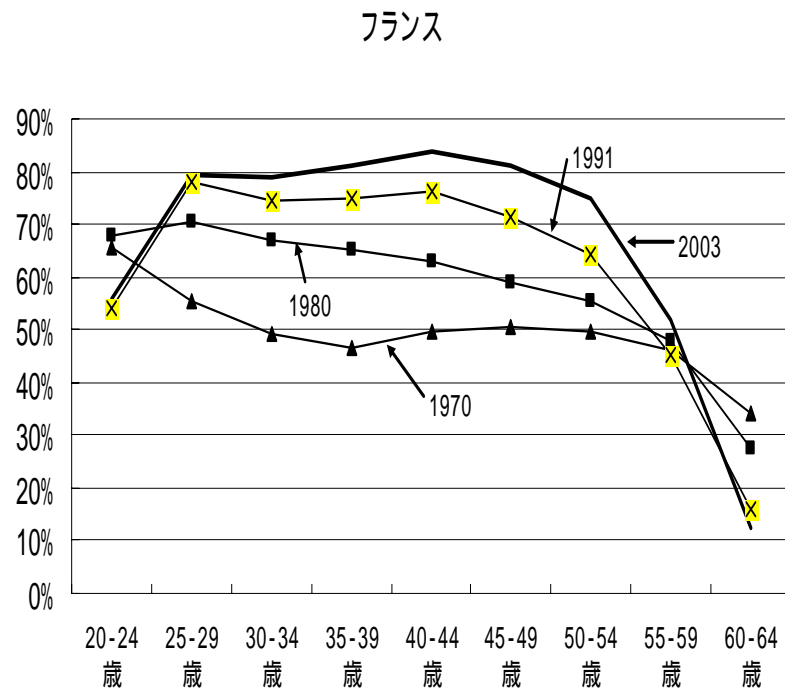


(出所) フランスの数値は2000年(総務省統計局「世界の統計」2004年版)、スウェーデンの数値は2002年(ILO Yearbook Labour Statistics 2003)、日本の数値は2003年(総務省統計局「労働力調査」(平成15年))。ドイツの数値は2003年(OECD "Labour Market Statistics")。

年齢別女性労働力率の時系列推移

- フランスもかつては20代前半をピークに右下がり

年齢別女性労働力率の時系列推移(フランス、日本)

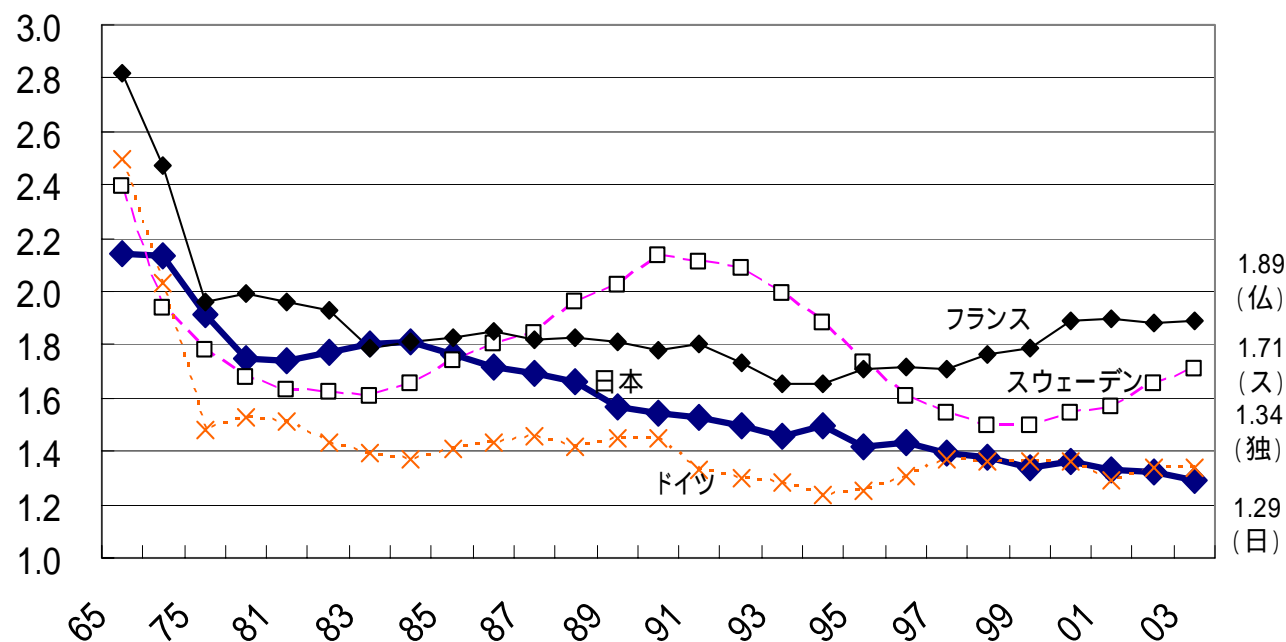


出典: OECD "Labour Market Statistics"

出生率の推移

- フランスの合計特殊出生率は、先進国のなかでも高水準を維持
- スウェーデンも変動はあるものの高水準

合計特殊出生率の推移



(データ出所) 社会保障・人口問題研究所、Eurostat ほか

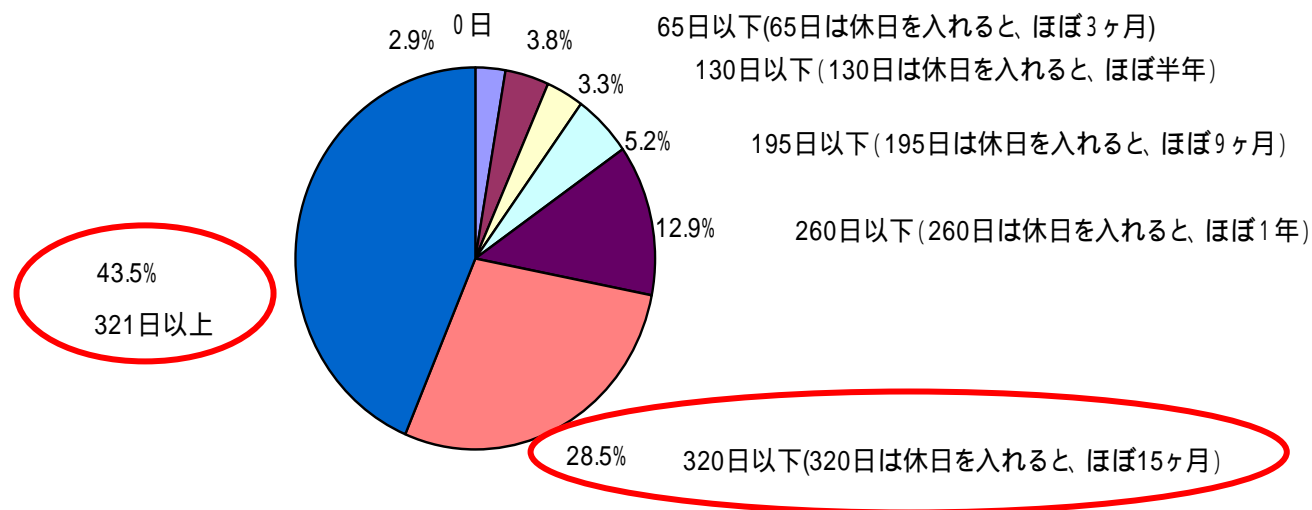
2 スウェーデンの高い女性労働力率と出生率を支えるもの

充実した育児休業制度

- 育児休業は両親合わせて480労働日取得可能
- 「両親保険」によって休業直前の8割の所得を390労働日(毎日休業したとして1年半に相当)にわたり保障
- 2年半以内に次の子を産むと、労働時間を短縮して復職中であっても、先の子の出産の休業直前の所得の8割が育児休業中に再び保障される(スピード・プレミアム)
- パパ・クォータ(60労働日)
- 両親保険の財源は、事業主が支払う社会保険拠出(支払い給与の2.20%)
- 更に企業の負担で上乘せし、9割の所得保障をしていることも少なくない

スウェーデンでは、出産した7割以上の女性が1年以上の育児休業を取得

女性の育児休業取得日数:スウェーデン

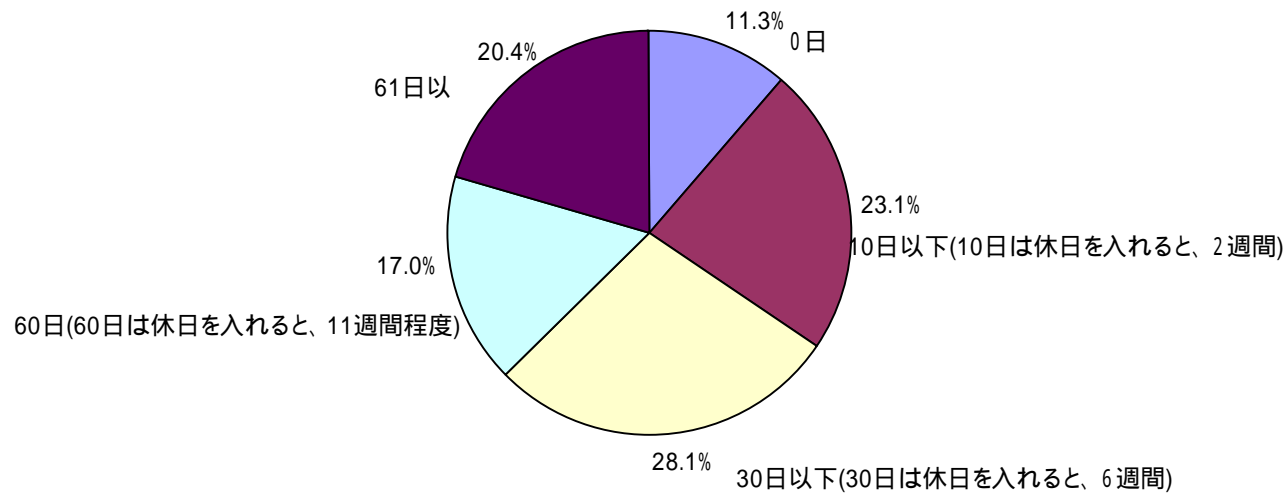


出所: 内閣府経済社会総合研究所編「スウェーデン家庭生活調査」

注: 1990年(回答者22-31歳) ~ 2003年(回答者35-44歳)の14年間に子供を産んだ延べ697人の取得日数の分布

スウェーデンの男性の育児休業取得状況

男性の休業取得日数:スウェーデン

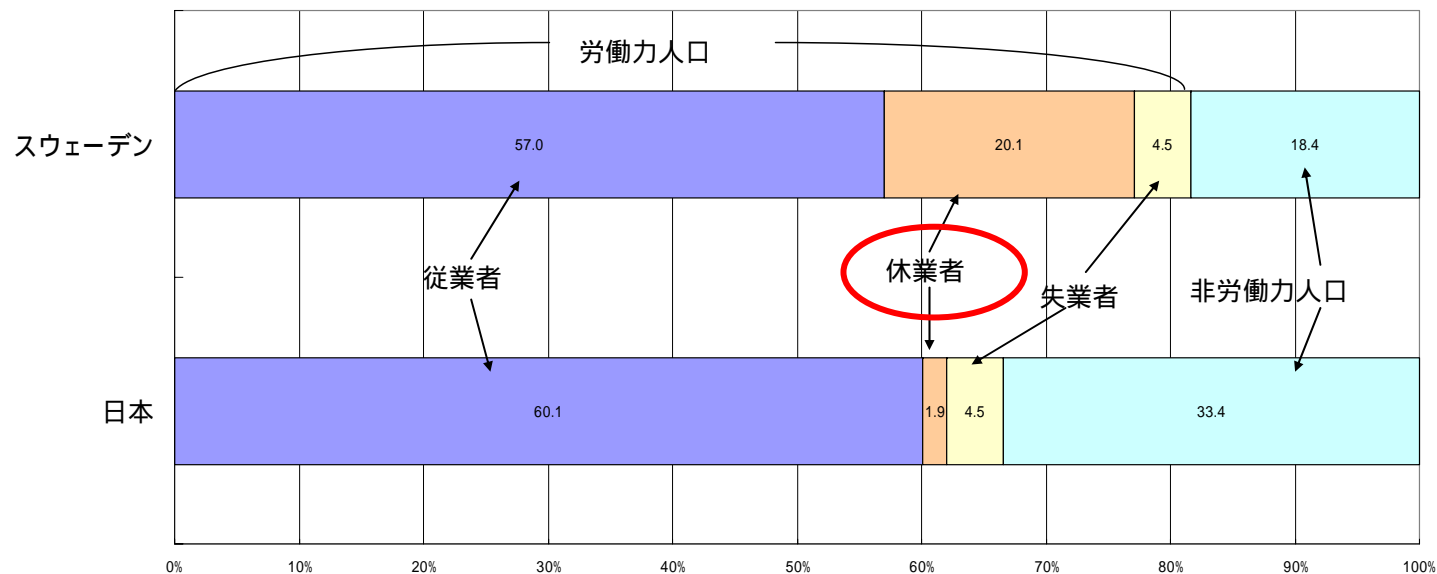


出所:内閣府経済社会総合研究所編「スウェーデン家庭生活調査」

注:1990年(回答者22-31歳)~2003年(回答者35-44歳)の14年間に妻が子どもを産んだ延べ705人の休業取得日数の分布

スウェーデンの女性は、出産期に非労働力化せず 休業する女性が多い

25-34歳女性の就業状況



(出所)総務省「労働力調査」、スウェーデンSCB "Labour Force Survey" (いずれも2003年)

(注)日本の休業者には、企業から賃金等を支給されず、育児休業基本給付金のみを受給している育児休業者は含まれない。



育児休業と職場

- スウェーデンでは、育児休業を取得することについて雇用主、同僚からのプレッシャーを感じたり、上司や同僚から不満を言われたりすることは、民間企業、公的機関を問わず非常に少ない。
- 育児休業中の代替人員については、臨時契約社員の雇用、部内での業務の分担による対応が多い。
- また、休業取得による昇進・昇格面への影響はないと感じている企業・従業員が多数派である。



スウェーデンの高い女性労働力率と出生率を支えるもの(続)

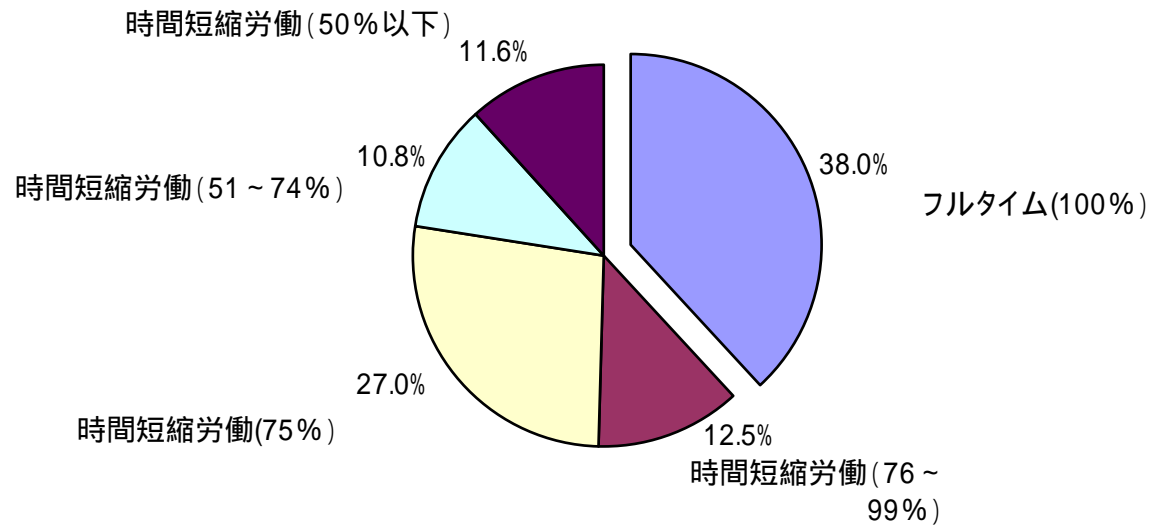
充実した保育サービス

児童手当及び住宅手当

- 児童手当: 16歳未満の子をもつ家庭(所得制限なし)
 - 第1子 月950クローネ(約14,250円)
 - 第2子 月950クローネ(約14,250円)
 - 第3子 月1,204クローネ(約18,060円)
- 住宅手当: 18歳未満の子をもつ家庭
(ミーンズテストを伴う)

スウェーデンの高い女性労働力率と出生率を支えるもの 勤務時間短縮制度と早い帰宅

女性の復職後の働き方:スウェーデン



出所: 内閣府経済社会総合研究所編「スウェーデン家庭生活調査」

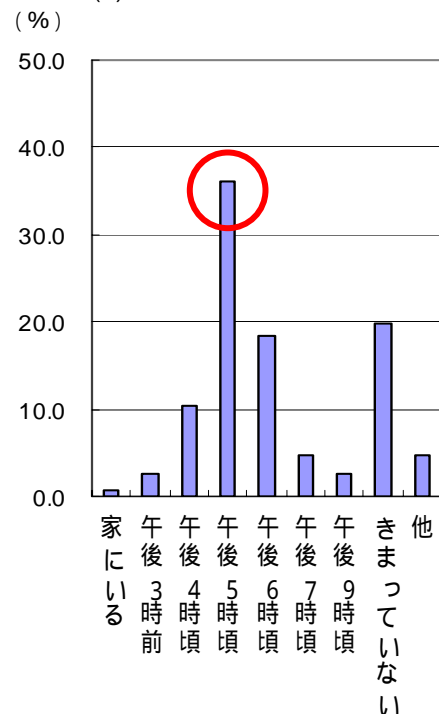
注1: 1990年(回答者22-31歳)～2003年(回答者35-44歳)の14年間に子供を産んだ延べ697人の復職後の働き方

注2: ()内の%は、フルタイムの労働時間に比較した労働時間

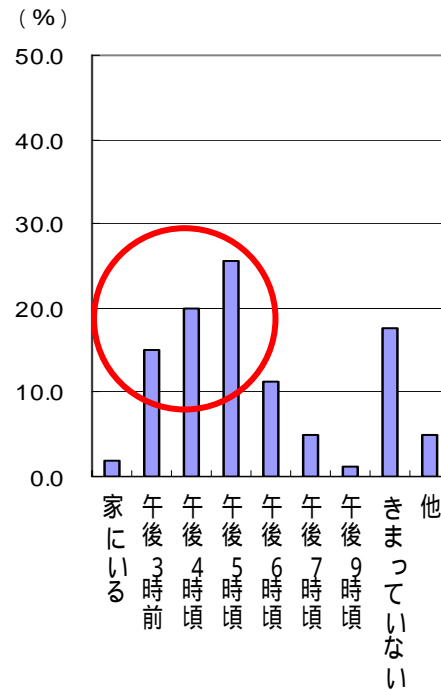
男女とも帰宅時間は早い

■ 平日の帰宅時間(スウェーデン)

(1) スウェーデン 男性



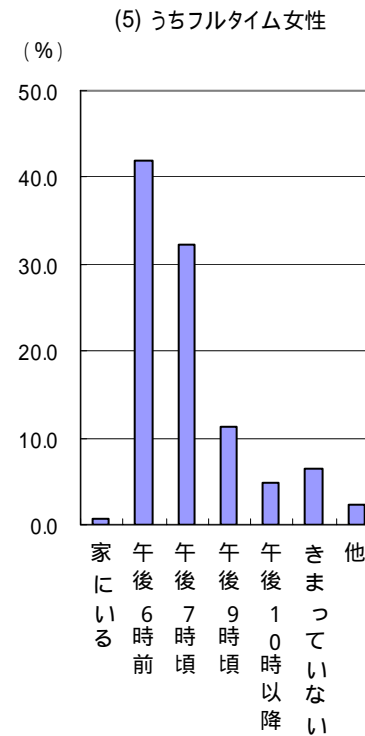
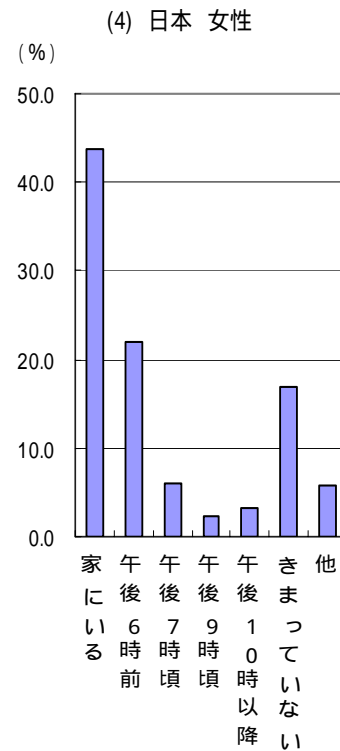
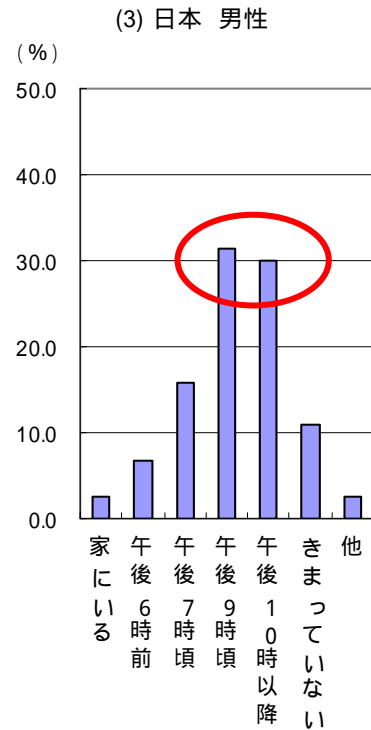
(2) スウェーデン 女性



(出所) 内閣府経済社会総合研究所編「スウェーデン家庭生活調査」

日本では...

■ 平日の帰宅時間(日本)



(出所) 内閣府経済社会総合研究所編「スウェーデン家庭生活調査」



フランスの高い女性労働力率と出生率を支えるもの 家族手当と税制

多子家庭に手厚い家族手当等

- 第2子以降への家族手当(所得制限なし、19歳まで)
 - 子ども1人 ゼロ
 - 子ども2人 月 112.59 ユーロ(約15,000円)
 - 子ども3人 月 256.83 ユーロ(約35,000円)
 - 年齢加算あり:11-16歳 月 31.67 ユーロ(約 4,300円)
16歳以上19歳以下 月 56.29 ユーロ(約7,600円)
- 3人以上の子どもをもつ家庭で一定の所得要件を満たした場合には、更に家族補足手当を支給:月146.54ユーロ(約20,000円)
- このほか、一定の所得要件のもとで、乳幼児基礎手当(3歳未満の乳幼児に月161.66ユーロ(約22,000円))、新学期手当(毎年9月に学齢期の子どもに257.62ユーロ(約35,000円))など各種手当を支給

N分N乗方式による所得税制

- 所得税は世帯単位でN分N乗方式で課税(世帯合計所得を家族人員Nで割った所得に対する税額を算出し、それにNをかけて所得税額を求める)
- 子どもも2人目まではそれぞれ0.5人分、3人目からは1人分として家族人員Nに算入、累進課税のもとでは子どもの数が多いほど税制上有利



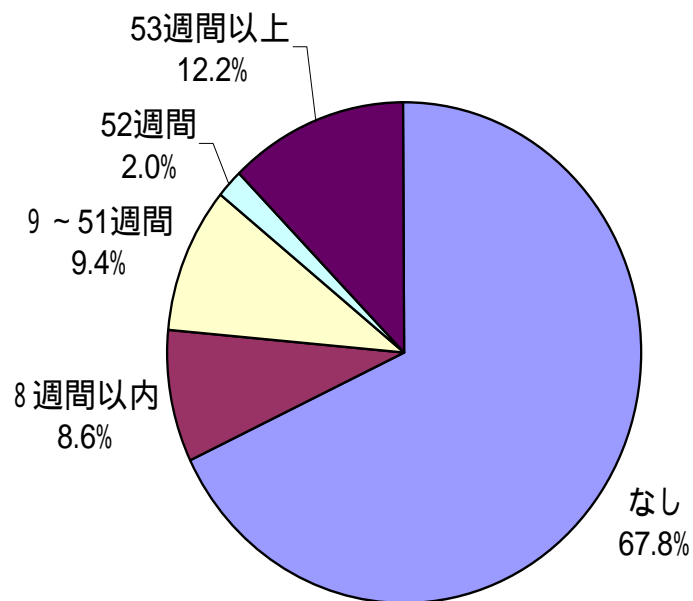
フランスの高い女性労働力率と出生率を支えるもの 家族給付による仕事と子育ての両立支援

■ 育児休業制度

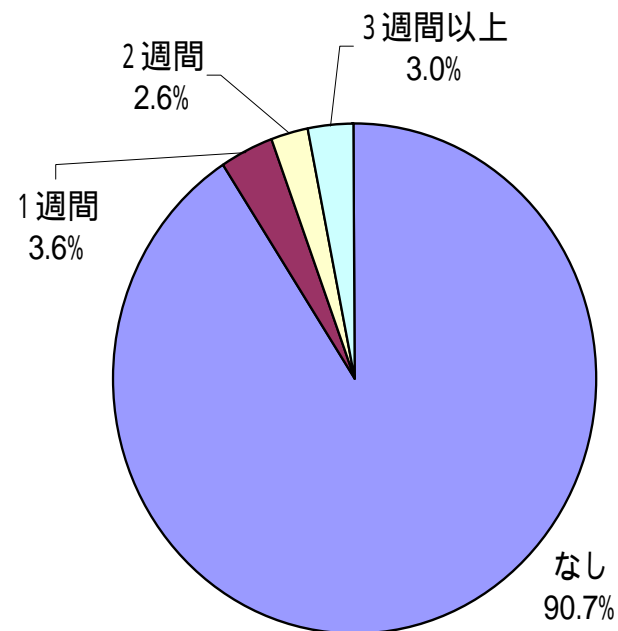
- 3年間の育児休業または勤務時間短縮が可能
- 第1子には6ヶ月間、第2子以降については3歳になるまで、休業あるいは勤務時間短縮の度合いに応じて就業自由選択補足手当(育児休業手当に相当)が支給される(完全休業の場合月501.59ユーロ(約67,000円)、勤務時間を50%以下に短縮した場合月381.42ユーロ(約51,000円)、勤務時間を50 - 80%に短縮した場合月288.43ユーロ(約39,000円))。
- 保育ママ、ベビーシッター利用に対する一部補助

フランスの高い女性労働力率と出生率を支えるもの(続) 復職時の選択肢が多様

妻が終日の育児休業を取得した期間(パリ)



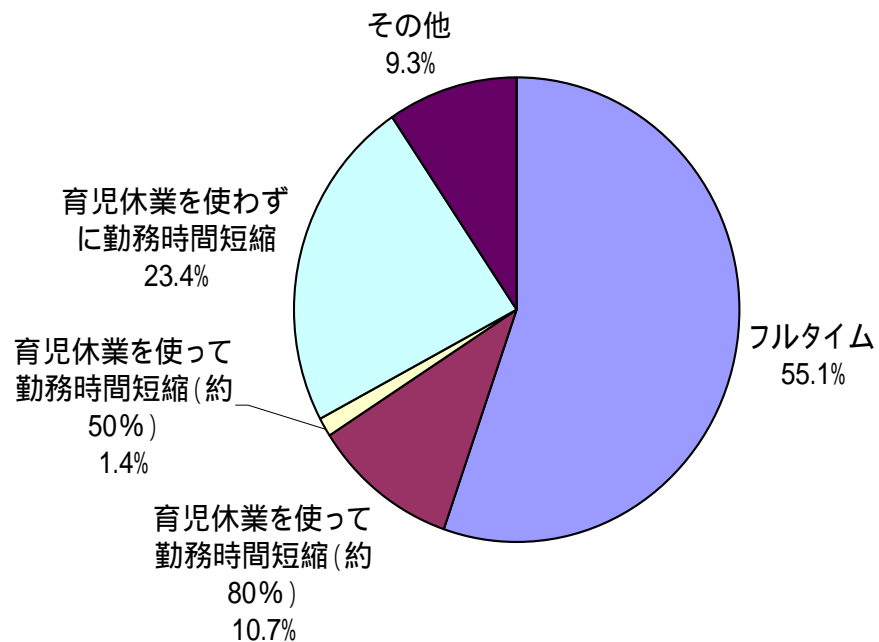
夫が終日育児休業を取得した期間(パリ)



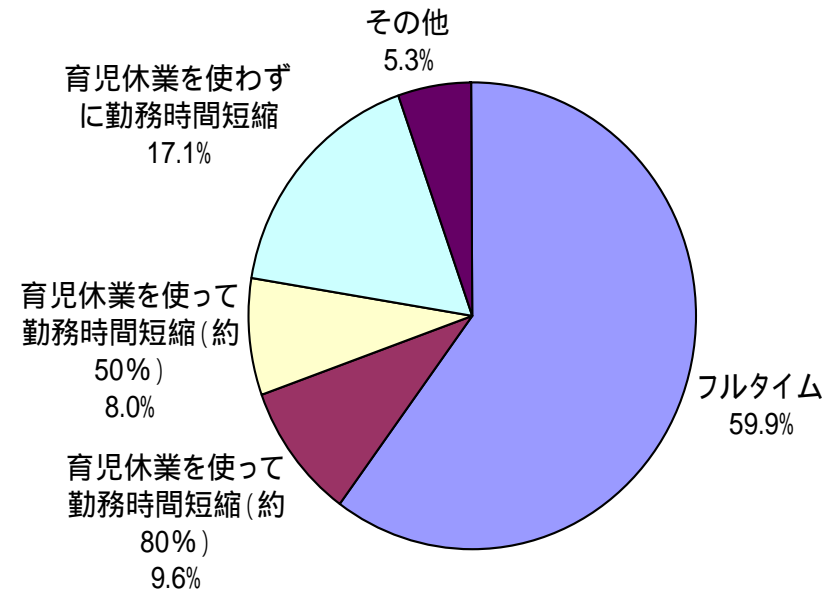
(出所)内閣府経済社会総合研究所編「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)

復職時の働き方

女性の復職後の働き方(パリ)



女性の復職後の働き方(リヨン)



(出所)内閣府経済社会総合研究所編「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)



4 ドイツの家族政策と出生率

■ 児童手当・児童扶養控除等

- ・18歳未満の子どもを持つ場合、児童手当、児童扶養控除等のいずれかを選択することができる。
- ・給付額は、第1子、第2子、第3子それぞれに月額154ユーロ(約21,000円)、第4子以降に月額179ユーロ(約24,000円)。
- ・支給は、18歳未満の全ての子どもが対象。さらに、非就業の場合は21歳まで、教育中なら27歳まで支給。
- ・児童扶養控除は、子ども一人あたり3,648ユーロ(約490,000円)。さらに、教育控除は、子ども一人あたり2,160ユーロ(約290,000円)。

■ 育児休業・育児手当

- ・最長3年間の育児休業が取得可能。
- ・子どもが2歳になるまで月額307ユーロ(約41,000円)または子どもが1歳になるまで月額460ユーロ(約62,000円)のいずれかを受け取ることが可能(収入による制限あり)。



ドイツの出生率が低いのは...

- **晩産化によるタイミング効果ではなく、構造的なもの**

- ・フランスの1974年以降の急激な合計特殊出生率の低下は、タイミング効果でやや誇張されており、生涯出生力は、2.00の水準を維持。
- ・ドイツでは、生涯出生力が1970年代初めの時点ですでに1.50まで低下。

- **保育所の不足**

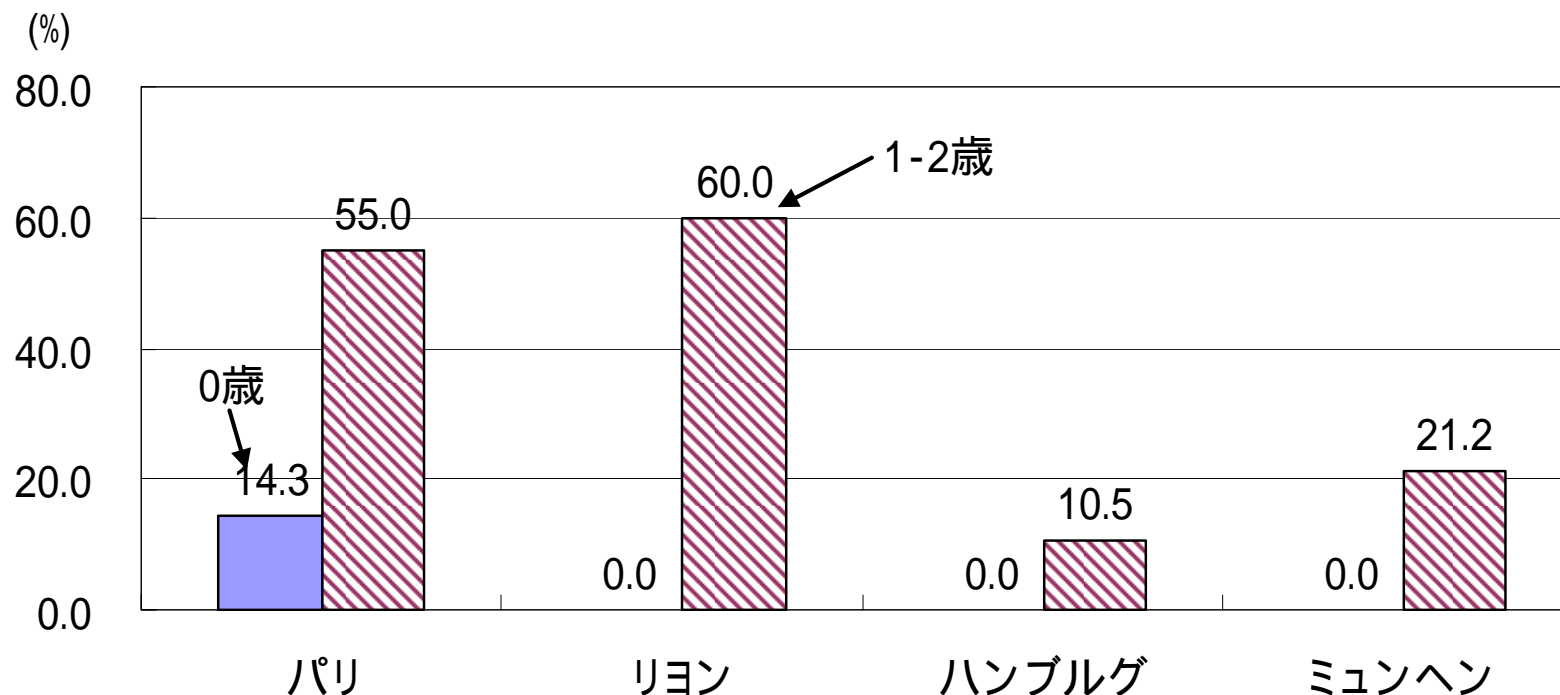
- **学校は大多数が半日制**

- ・給食サービスもない場合がほとんどであり、母親のフルタイム就業は事実上困難。

ただし、最近、「家族のための地域同盟イニシアティブ」の動きがある。

3歳未満の乳幼児の保育所利用 はフランスに比べ少ない

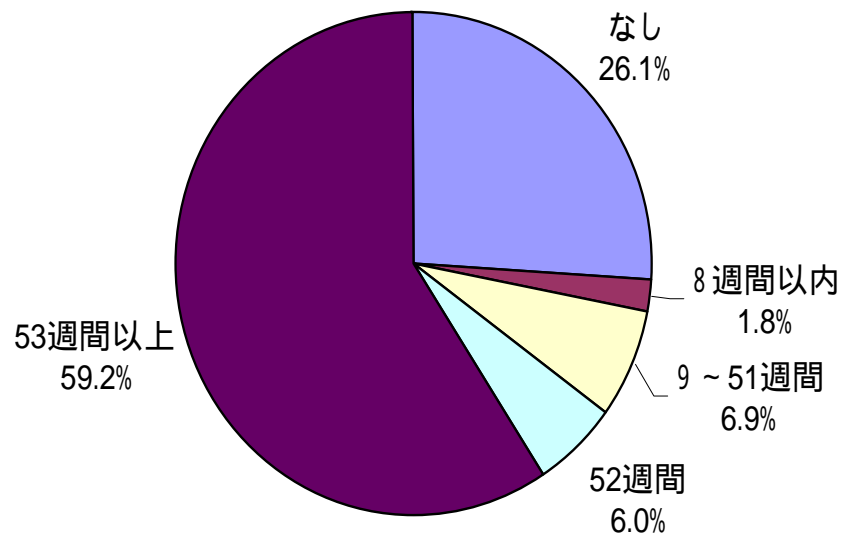
都市別・年齢別保育所利用経験の有無



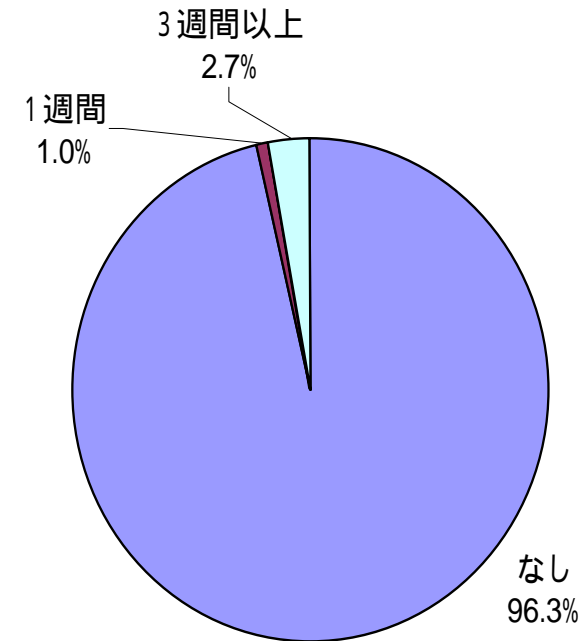
(出所)内閣府経済社会総合研究所編「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)

育児休業は、1年以上終日取得する女性が6割以上

妻が終日の育児休業を取得した期間(ハンブルグ)



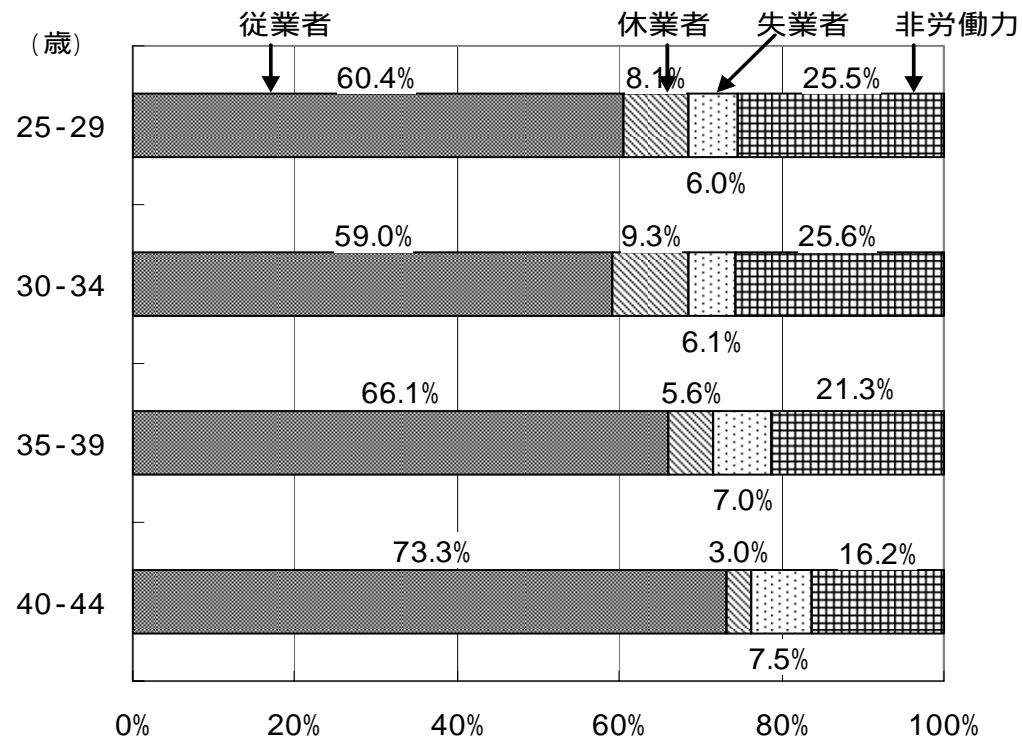
夫が終日育児休業を取得した期間(ハンブルグ)



(出所)内閣府経済社会総合研究所編「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)

ドイツの年齢別女性の就業状況

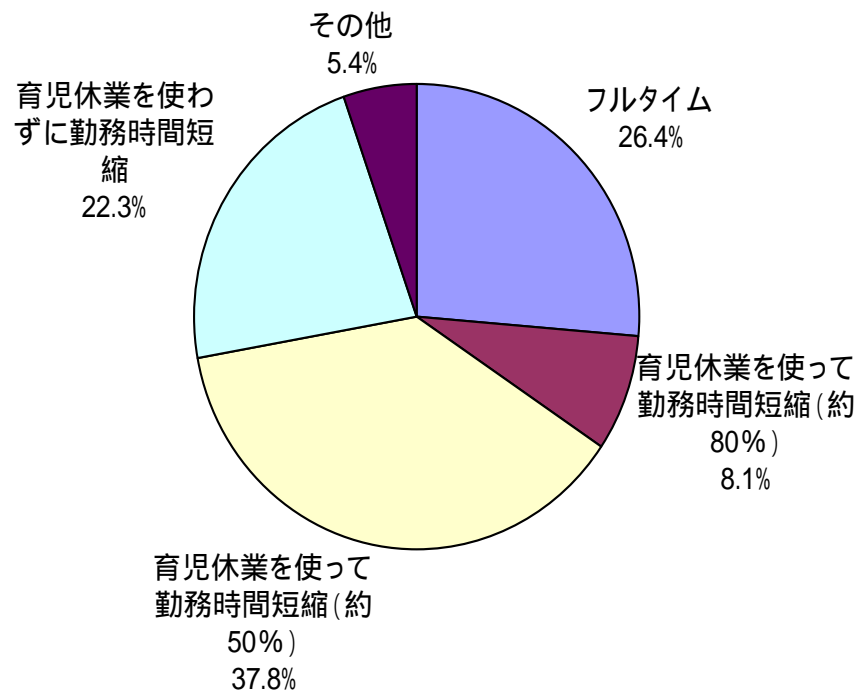
ドイツ、年齢階級別、女性の就業状態内訳 (2003年)



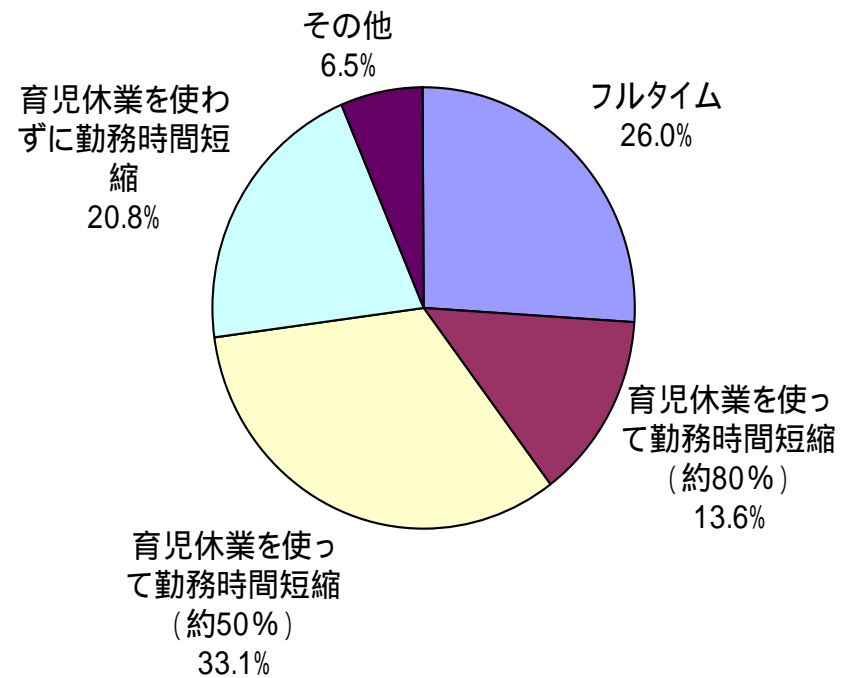
出所: Federal Statistical Office Germany "Microcensus"

復職後は勤務時間を短縮して働く人が多い

女性の復職後の働き方(ハンブルグ)



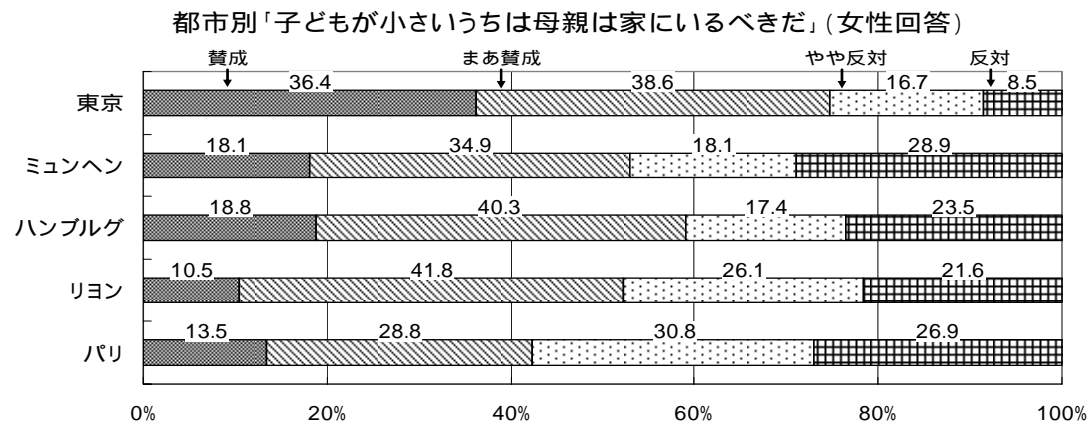
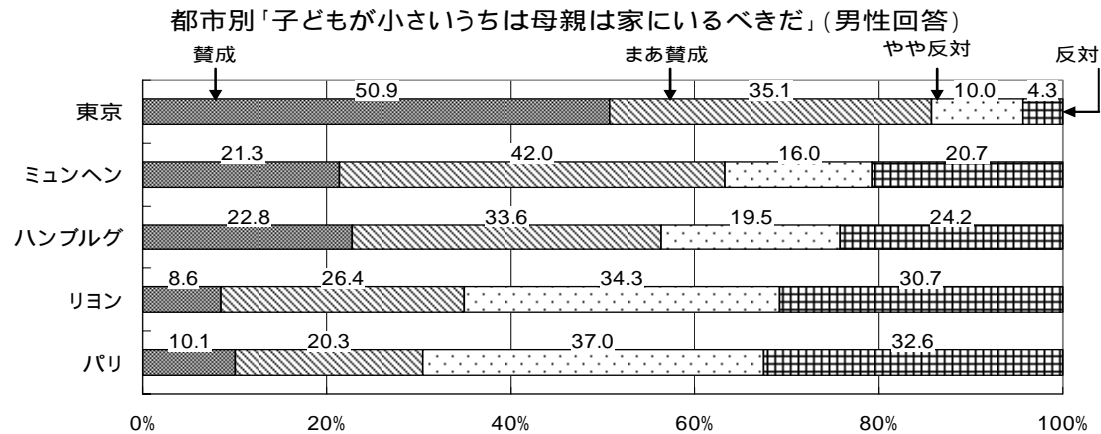
女性の復職後の働き方(ミュンヘン)



(出所)内閣府経済社会総合研究所編「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)

男女の役割分業意識の強さ

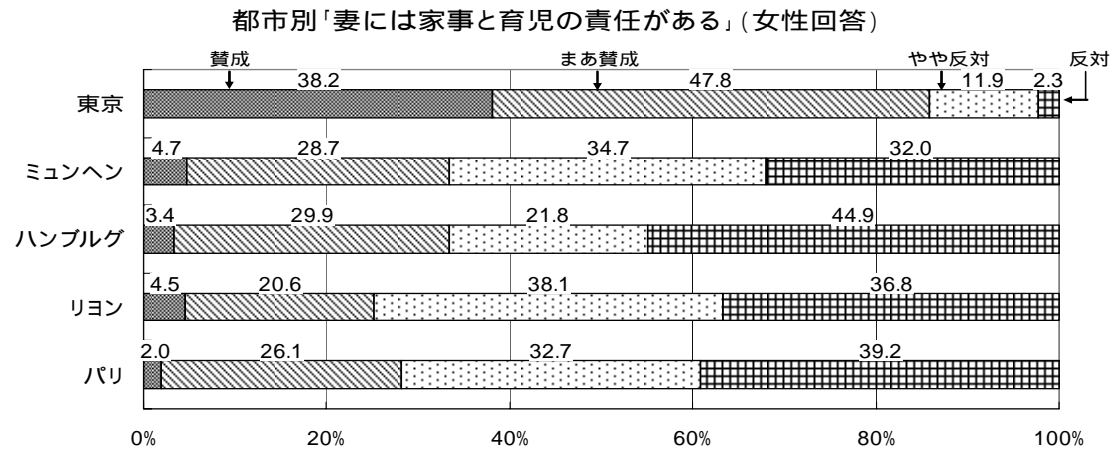
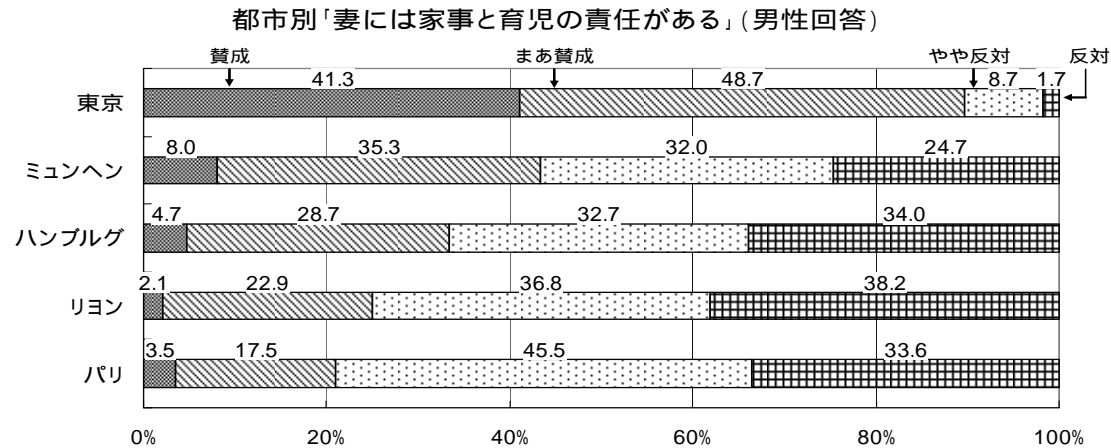
「子どもは小さいうちは母親は家にいるべきだ」と考える男性の割合は、フランスよりもドイツの方が高い。



(出所)内閣府経済社会総合研究所編「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)

男女の役割分業意識の強さ

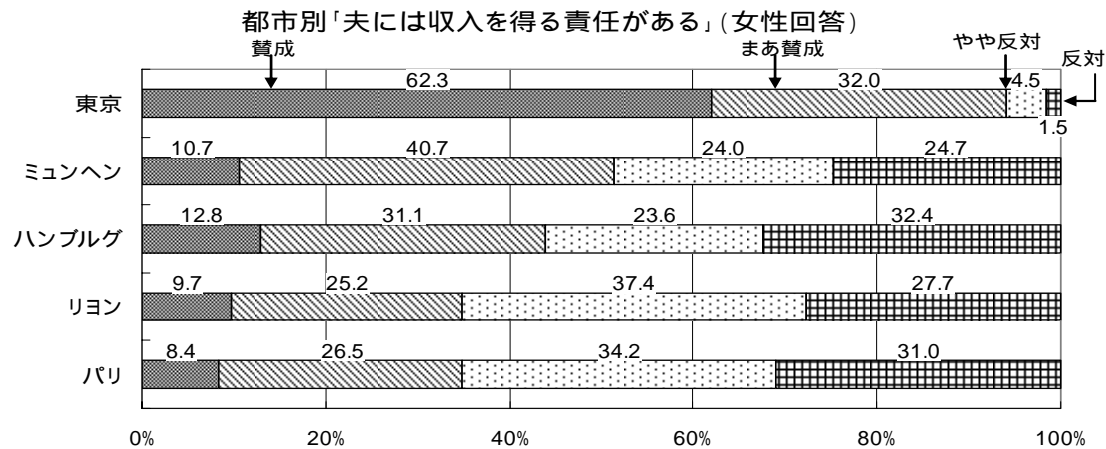
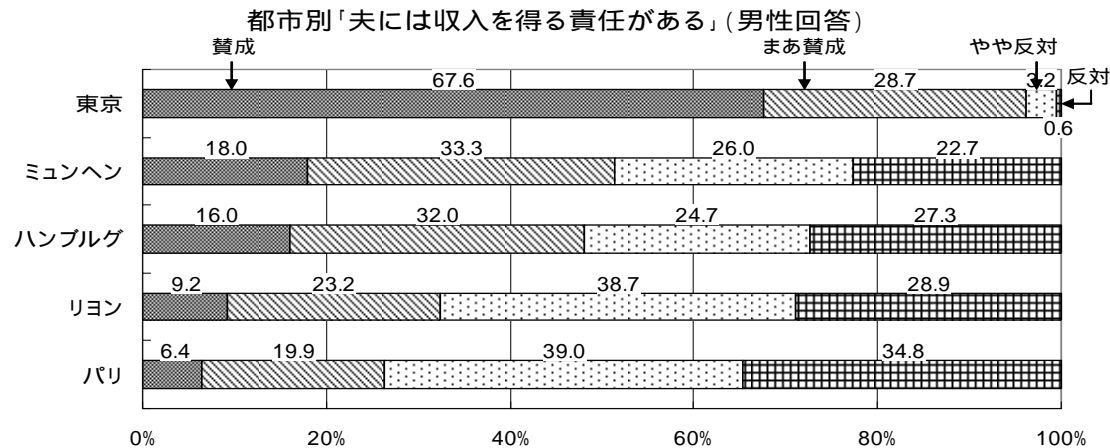
「妻には家事と育児の責任がある」と考える男性の割合は、フランスよりもドイツの方が高い。



(出所)内閣府経済社会総合研究所編「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)

男女の役割分業意識の強さ

「夫には収入を得る責任がある」と考える男性の割合は、フランスよりもドイツの方が高い。

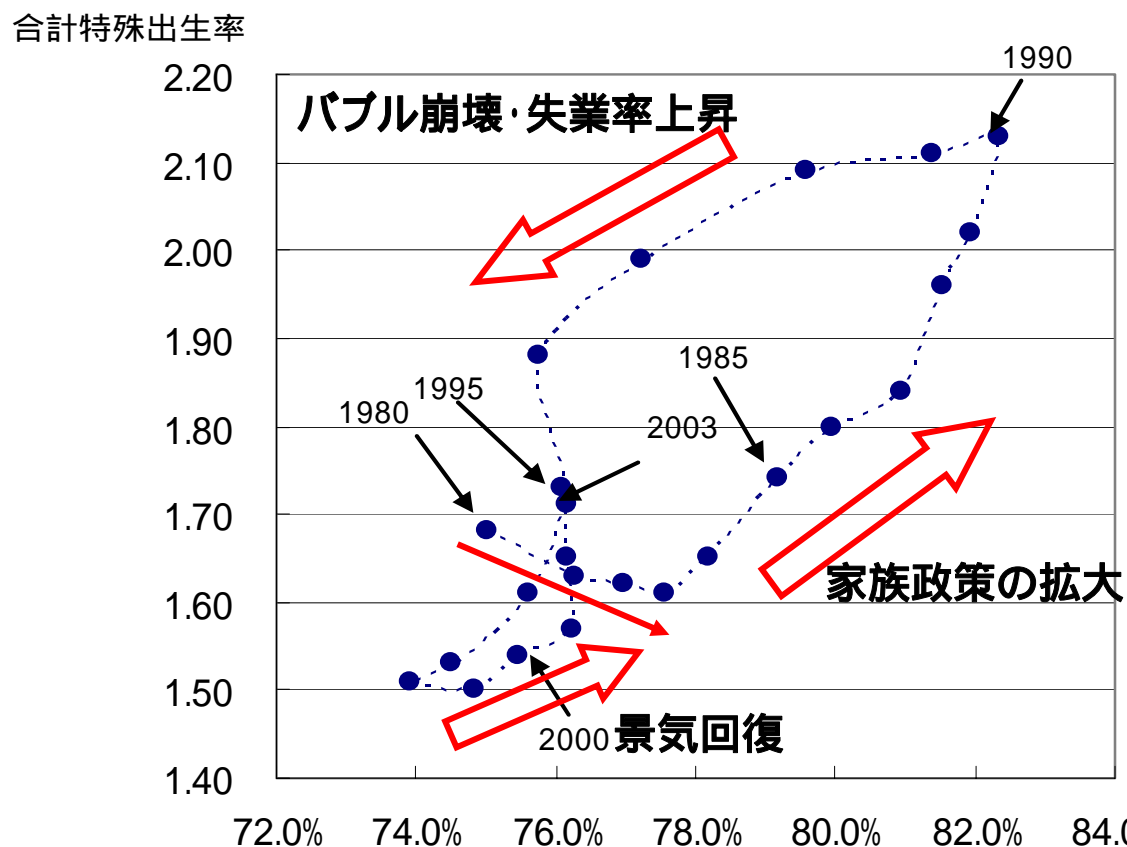


(出所)内閣府経済社会総合研究所編「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)

5 日本への含意

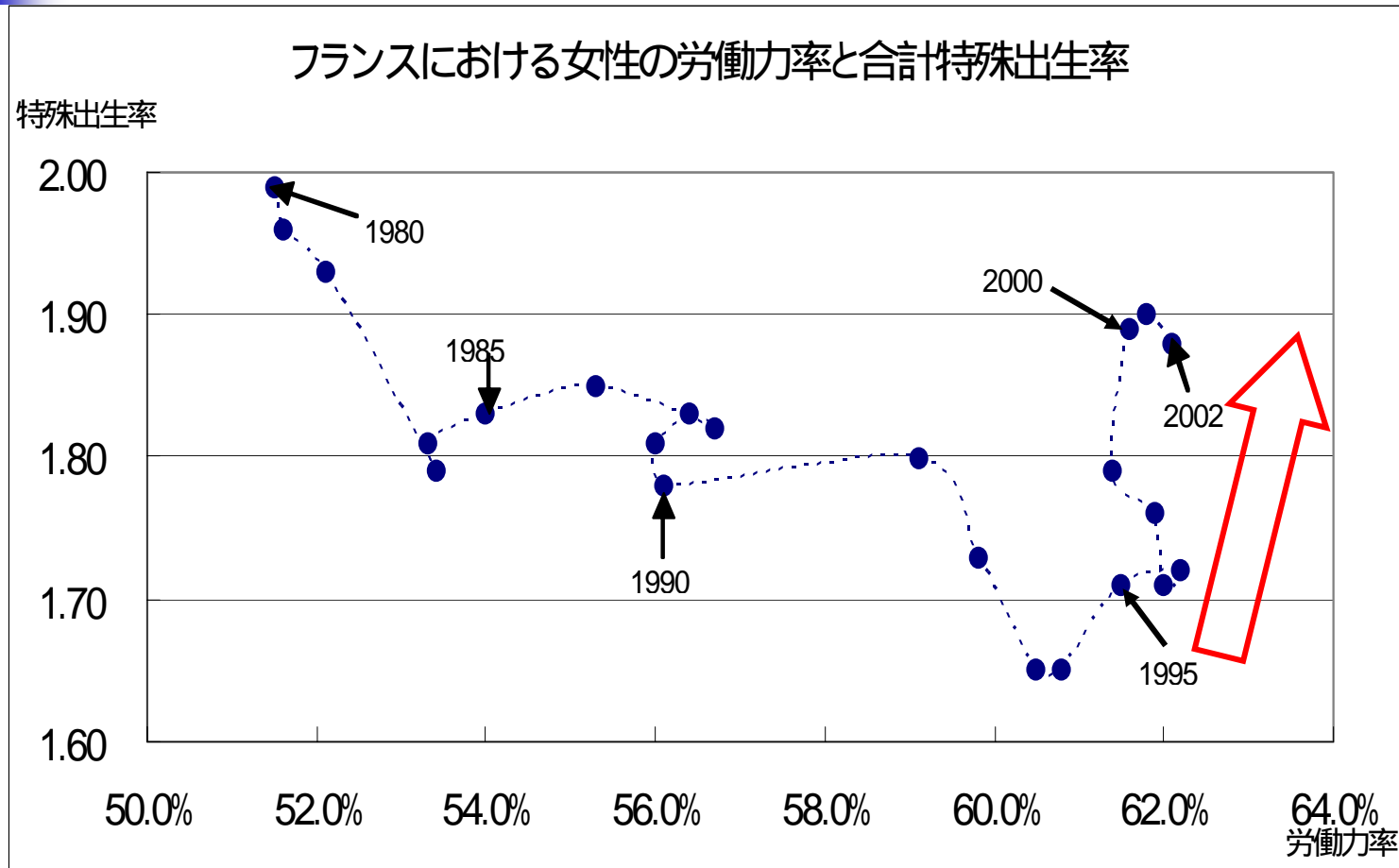
スウェーデンの女性労働力率と出生率の関係はかつては右下がり、今は右上がり

スウェーデンにおける女性の労働力率と合計特殊出生率

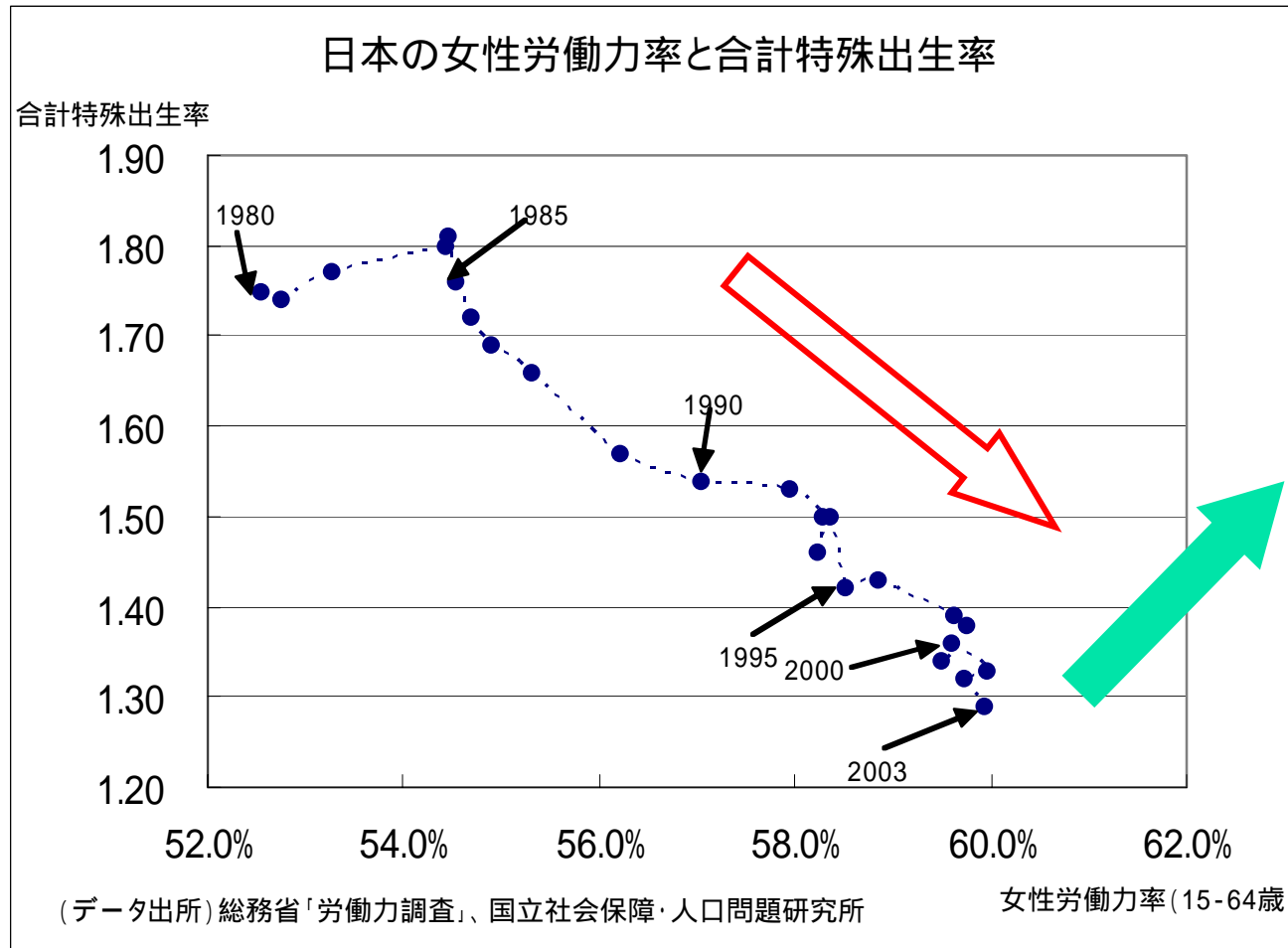


(データ出所)スウェーデンSCB"Labour Force Survey"、国立社会保障・人口問題研究所 女性労働力率(16 - 64歳)

フランスは晩産化が進行した後 30代の出産が力強く増加



日本では、右下がりの関係 右上がりに反転するためには政策的後押し が必要



?



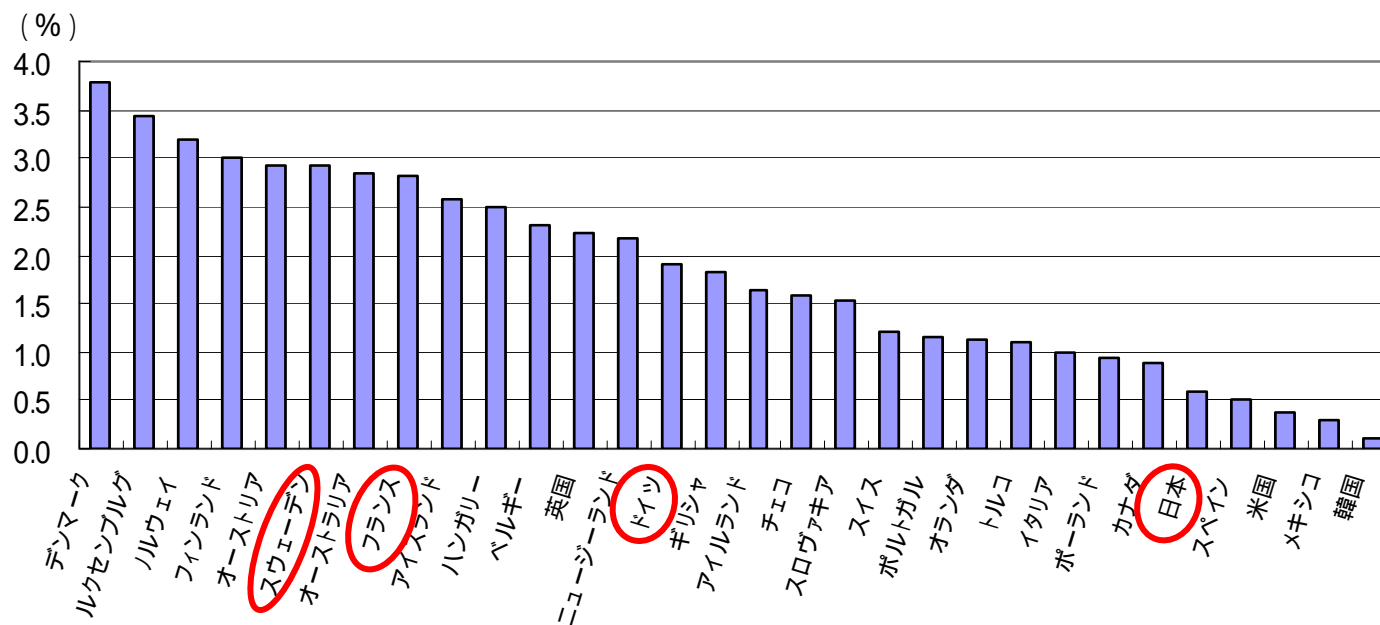
日本への含意

経済学的にみると、子どもはかつては老後の面倒をみてもらうための投資という側面もあったが、現在はそうした側面は薄らいでいる。

- 他方、子どもは、日本社会の将来を支える担い手として外部経済性をもつ存在であり、子育てに係る負担が個人のみ~~に~~過重になっている現状を放置しておく~~と~~、少子化に歯止めがかからないのではないか。
- 次世代を担う子どもたちは「公共財」という考え方に転換し、子どもを産み、育てることに伴うさまざまな負担やリスクは、社会全体で支えるべきではないか。
- 社会保障制度の一体的な見直しのなかで、子育て支援を拡充し、高齢者に極端に偏っている資源配分を是正する必要。

家族政策への財政支出

各国の家族政策に係る財政支出 (2001年、対GDP比)

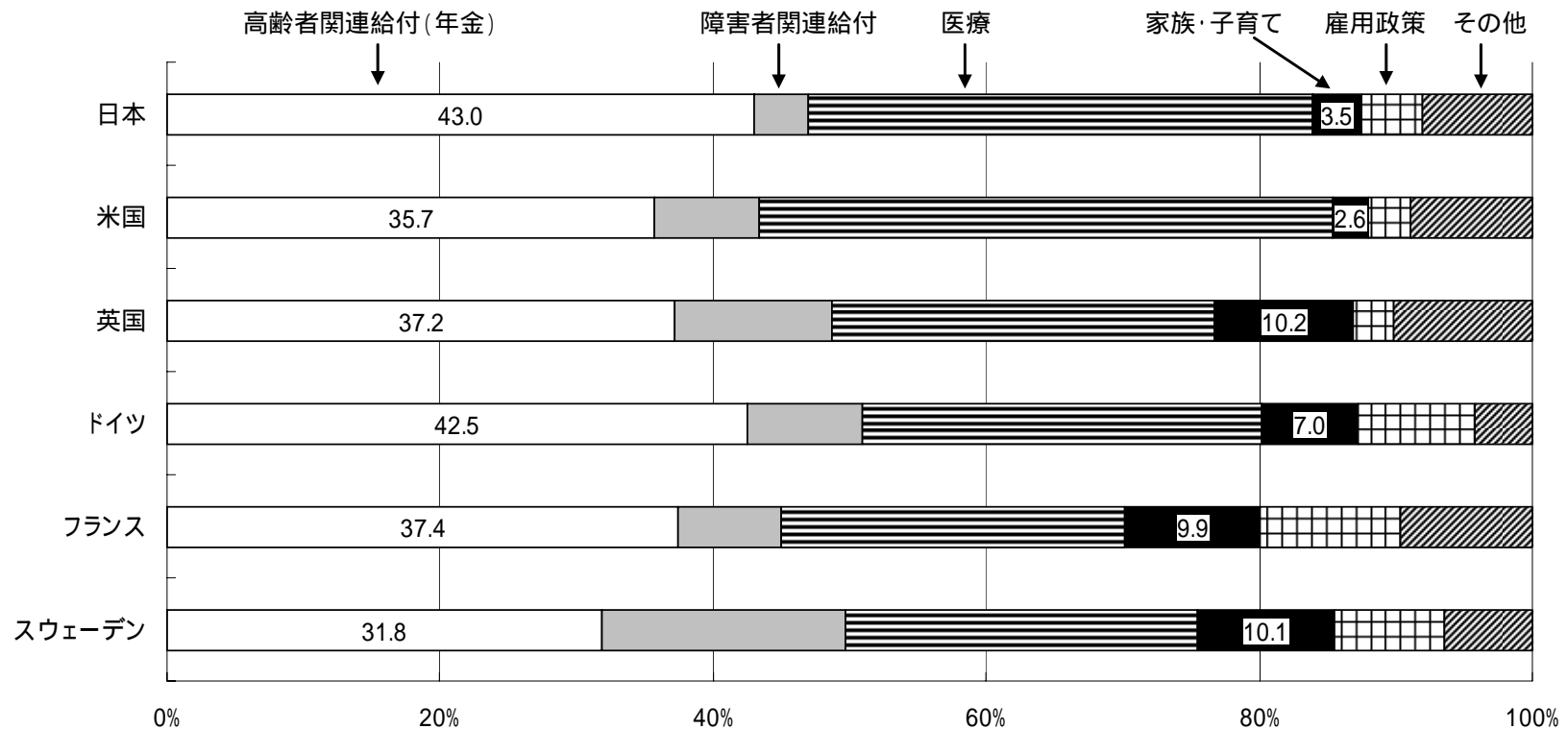


出所: OECD Public Social Expenditure

(注1) データはトルコのみ1999年。他はいずれも2001年。

(注2) 家族政策財政支出とは、児童手当、育児休業手当等の現金給付と保育所等サービス給付の合計。

分野別社会支出(2001年)



(出所) OECD (2004), Social Expenditure Database



日本への含意

■ 家族政策の内容が重要

- ・家族政策に係る支出が多くても、内容によっては効果があるとは限らない。
- ・出生率が低いドイツでは、児童手当等は手厚いが、保育施設が十分でない。フランスでは、児童手当等に加え、多様な保育形態があり、利用している人も多い。

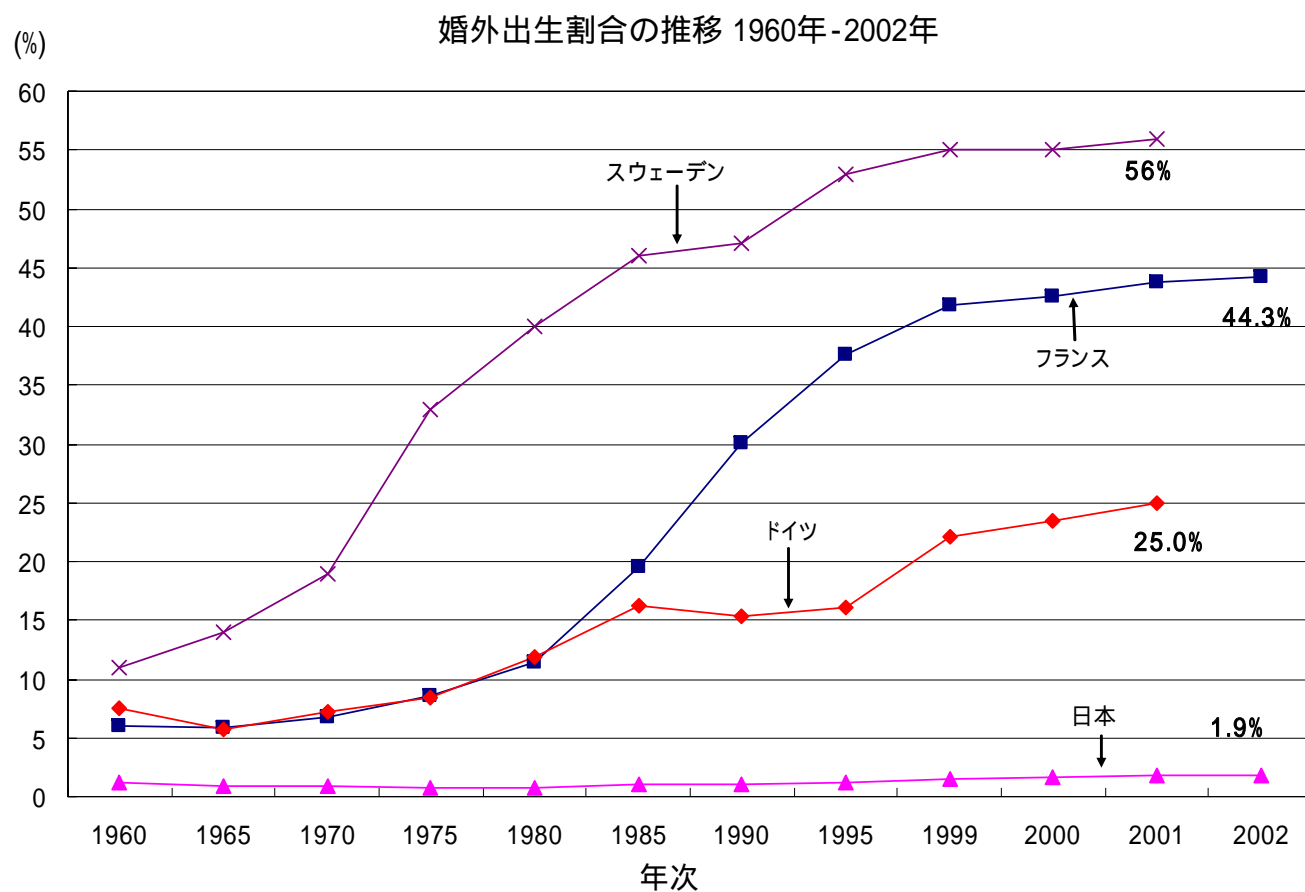
■ 子育てをめぐる諸政策の一貫性 (Policy Coherence) も重要な要素

- ・さまざまな政策が、子育てや職業との両立の観点から一貫性があるかどうかも重要。
- ・ドイツの学校は半日制であり、給食も普及していないため、子どもを持つ女性のフルタイム就業が事実上困難。
- ・子どもを生き育てやすい環境づくりという観点から、一つひとつの政策を点検する必要。

■ 出産後の働き方の多様な選択肢が重要

- ・フランスでは、多様な保育サービスが出産後フルタイムで働くことを可能に³⁶している。

付論 婚外子と同棲(事実婚)の一般化



(出所) スウェーデン: Eurostat Yearbook 2003、フランスとドイツ: Council of Europe, 2003、日本: 「人口統計資料集2003」

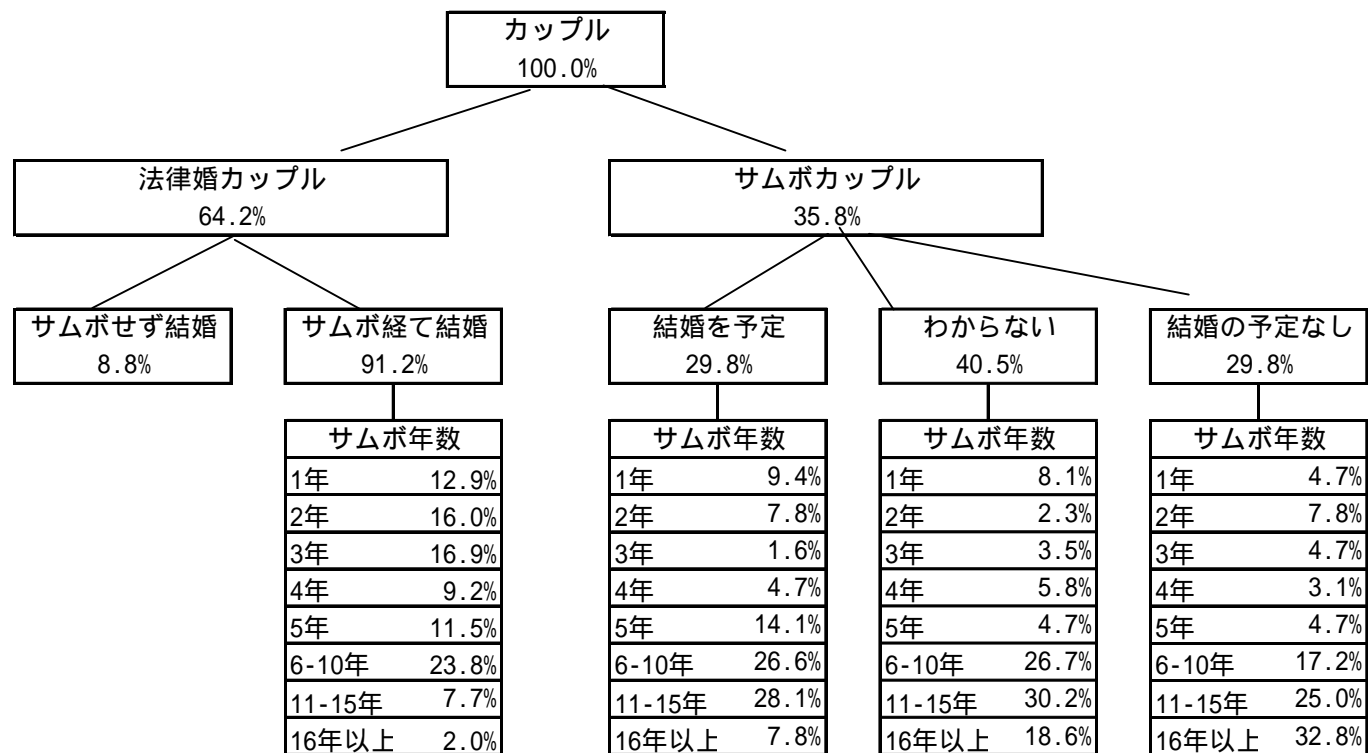


婚外子の増加の背景には同棲 (事実婚)の一般化

- スウェーデンでは、サムボ(事実婚、同棲)がサムボ法により法的に保護され、ライフスタイルの一つとして受け入れられている。
- フランス、ドイツでも同棲は一般化しており、35-44歳のカップルのうち、フランス(パリ)で約3割、ドイツ(ハンブルグ)で約2割が同棲中のカップルである。なお、フランスには、結婚と同棲の中間に位置するパックス(PACS:Pacte civil de solidarite)がある。

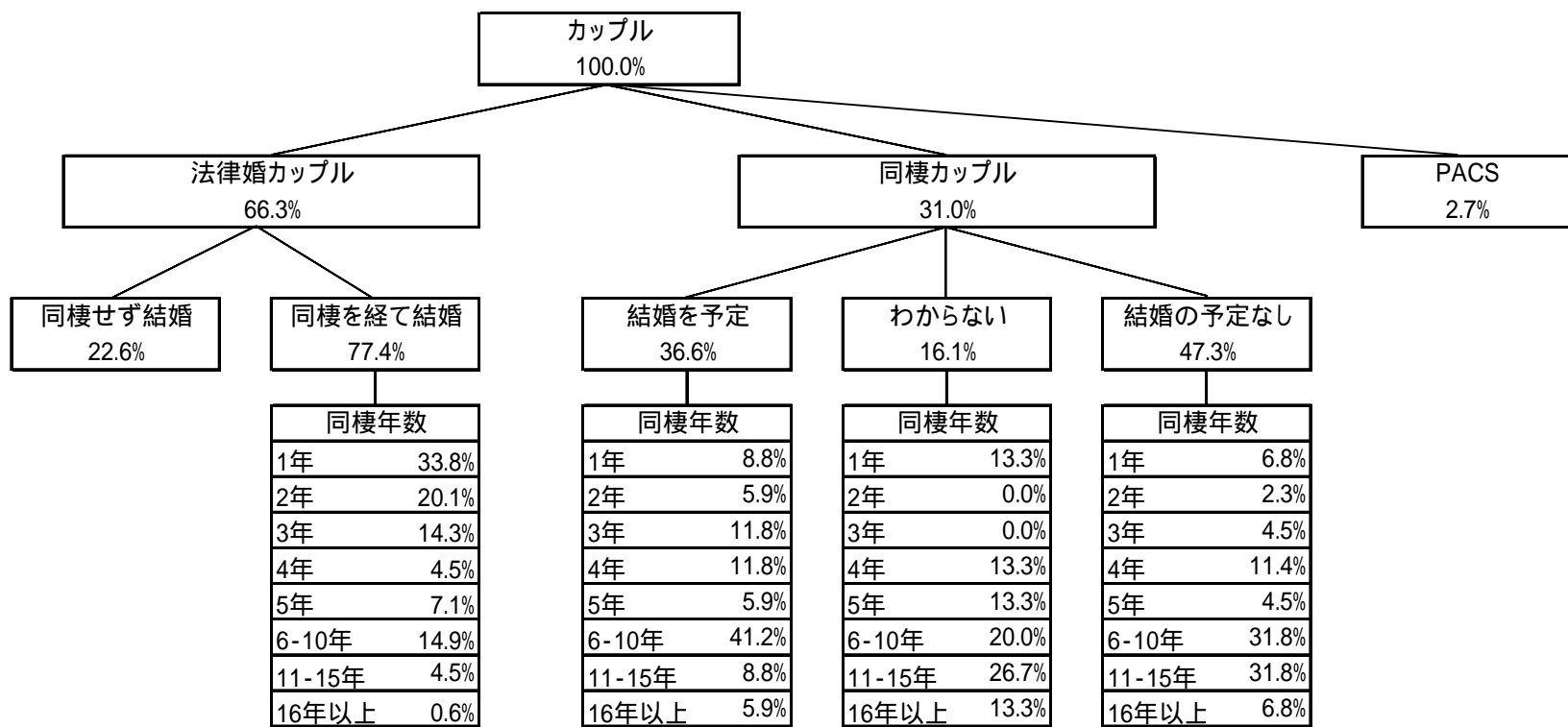
法律婚のカップルの8～9割は同棲を経て結婚、一種の試行期間として機能

スウェーデンの法律婚カップル、サムボカップル(35 - 44歳)の割合



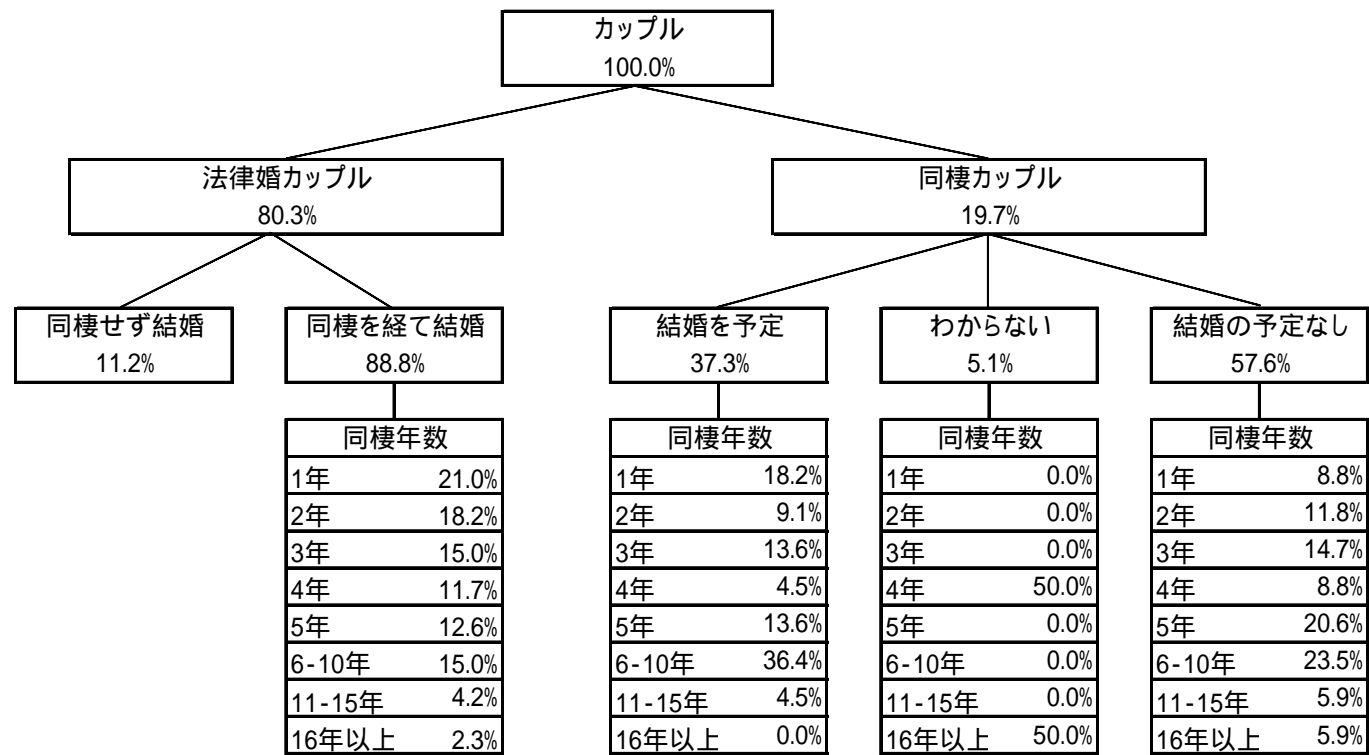
(出所)内閣府経済社会総合研究所編 「スウェーデン家庭生活調査」 (2004年)

フランス(パリ)の法律婚カップル、同棲カップル(35 - 44歳)の割合

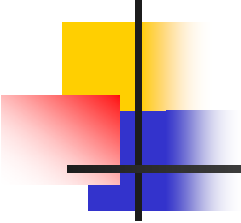


(出所)内閣府経済社会総合研究所編 「フランスとドイツの家庭生活調査」 (2005年)

ドイツ(ハンブルグ)の法律婚カップル、同棲カップル(35 - 44歳)の割合



(出所)内閣府経済社会総合研究所編 「フランスとドイツの家庭生活調査」 (2005年)

- 
- 日本では、晩婚化に加え、「晩棲化」(晩カップル形成化)が進行
 - 欧米のような「カップル社会」の伝統がない
 - 同棲は少ない(18～34歳の未婚者の2%程度)
 - 18～34歳の未婚男性の52.8%は交際している異性がいない
 - 人生80年時代の結婚をどう考えるか
 - 結婚、家族の多様化に対応して、子どもの生活の安定、健全な成育環境を確保するための仕組み、制度の整備が必要

ありがとうございました

なお、内閣府経済社会総合ホームページに少子化研究コーナーを設けております。御覧いただければ幸いです。

<http://www.esri.go.jp/jp/archive/hou/hou020/hou011.html>